

ビットコインの 課税関係

ビットコインを使用することにより利益が生じた場合の取扱いが国税庁のタックスアンサーにて公表されました。仮想通貨について、国税庁の見解が示されるのは初めてです。

はじめに

これまで仮想通貨であるビットコインに係る課税関係については、明確な基準がなく実務家の間でも話題となっていました。ここにきて国税庁の見解が明らかとなりました。

原則は雑所得課税

国税庁のタックスアンサーでは、「ビットコインは、物品の購入等に使用できるものですが、このビットコインを使用することで生じた利益は、所得税の対象となります。

このビットコインを使用することにより生じる損益(邦貨又は外貨との相対的な関係により認識される損益)は、事業所得等の各種所得の基因となる行為に付随して生じる場合を除き、原則として、雑所得に区分されます。(原文ママ)」とされました。

上場株式を譲渡したことにより譲渡益が発生した場合には申告分離課税となり、一律約20%の税金が発生するのに対し、ビットコインについては雑所得となり総合課税の対象となることから最高で所得税・住民税あわせて約55%の税率で課税されることとなります。

また、上場株式を譲渡したことにより譲渡損が発生した場合も翌年以降3年間にわたってその損失を繰り越すことができますが、ビットコインはその対象にならないことになってしまいます。したがって、損失が発生した年の翌年に利益が出たとしても前年の損失と相殺することはできず、発生した利益がそのまま課税対象となってしまいます。

ちなみにFX(外国為替証拠金取引)は、上場株式と同様に、利益に対しては申告分離課税、損失に対しては3年間の繰越控除が認められています。しかし、FXについても、解禁当初から現在のような税務上の取扱いだったわけではありません。外国為替証拠金取引が解禁されたのは平成10年ですが、FXすべてが上記のような取扱いになったのは平成24年であり、そこに至るまで10年以上の期間を要しています。ビットコインについても、将来的に株やFX同様の取扱いに改正が行われる可能性はありますが、当分先になるのではないかと考えられます。

法人を使うことで節税は可能に

ここまで述べた話は、すべて所得税法上の取扱いです。**法人でビットコインを購入する場合、その取扱いは株やFXと同様**になります。そもそも法人は、所得税と違って所得の種類に応じて課税方法が異なるわけではないので、製造業であってもサービス業であってもビットコイン投資業であってもその課税方法は同じです。

法人税、地方法人税、事業税や住民税をあわせると、所得税の一律約20%よりは高い税率となりますが、約55%という高い税率にもなることはなく、また青色申告法人であれば損失も9年間繰り越すことが可能です。法人の場合、個人と違って、法人を維持するためのコストも発生しますが、それなりの金額を投資するということであれば法人を使って投資するというのも視野に入ります。FXが総合課税されていた時代にはFX法人が流行しましたし、今後はビットコイン法人が流行するのかもしれませんが。

民泊利用で固定資産税負担がアップ？

民泊を行うことによって固定資産税等の住宅用地特例が受けられなくなるケースが増えていくようです。実際に特例の適用を認めない判断をした裁判も登場しました。

はじめに

住宅用の土地は、固定資産税が大幅に軽減される特例があり、この特例を受けている住宅はとて多いのです。しかし、民泊を行うことでこの特例の適用が受けられなくなってしまうことがあるようです。

住宅用地の減額特例で固定資産税の課税標準が6分の1へ

住宅用地に係る固定資産税については、一定の要件を満たすことで課税標準額を減額する特例を受けられます。

原則、住宅用地に係る固定資産税の課税標準額が「3分の1」に減額されます。住宅用地が200㎡以下であれば、小規模住宅用地として課税標準額が「6分の1」に減額されます。

一般的には小規模住宅用地として「6分の1」の減額を受けていることが多いです。上記のとおり、この特例の対象となる土地はあくまでも「人の居住の用に供する家屋」の敷地とされています。

一般の賃貸アパートなどでも人が居住する家屋としてこの特例の対象となりますが、現行の民泊に使われる家屋は「人が宿泊・滞在するものだが、居住の用に供するものではない」という解釈により、この特例の対象となる住宅用地から外れるケースがあるようです。

京都市では住宅用地特例取り消しの裁判も

平成28年6月、京都市は本件家屋が民泊仲介サイトに登録されていることなどから、継続して事業が営業されていることを確認していました。

実地調査の結果、平成24年から平成28年度分までの固定資産税等について、住宅用地特例の適用の取り消しを通知したところ、納税者がこれに不服申立てを行いました。

本件家屋の敷地が「専ら人の居住の用に供する家屋」等の敷地（住宅用地）に当たるか否かが争点です。

納税者は、本件家屋の賃貸借の際に、その契約期間に関わらず賃貸借契約書を交わしていると主張していますが、京都市は、契約書の形式に関わらず家屋の利用実態に応じて認定されると指摘しました。

そして、納税者は本件事業を開始した時から、一貫して本件家屋を数週間から数ヶ月契約の貸家として利用しており、「専ら居住の用に供する家屋」とは認められないとして、本件家屋の敷地は住宅用地特例の対象にならないとしました。

民泊における住宅用地特例の適用を巡る裁判としては、おそらく全国で初めてとみられています。

不動産の貸し付けを行っている場合、自社では民泊を行っていなかったとしても、賃貸借契約を行った不動産を使って賃借人が民泊事業を行っているよう場合、固定資産税は不動産オーナーが負担しなければなりませんから注意が必要です。



有効な退職合意と認められるためにやるべきこと

日本における出生率が低下している中、妊娠をきっかけとする退職合意の有無について、裁判所から出された判決について、今回は考察していきます（マタハラ問題）。

はじめに

都内の建築会社と、そこに勤務していた女性との間で、当該女性の妊娠をきっかけとする退職合意の有無について、自由意思に基づく退職合意があったものとはいえないとして、東京地方裁判所立川支部は、女性は労働契約上の地位を有しているとの判決を下しました（平成29年1月31日）。

事件の概要

東京都内の建築会社で建築測量の仕事をしていた女性が妊娠したところ、女性と会社側との話し合いの中で、妊娠中は建築現場での業務を続けるのは難しいという話になり、会社側は派遣業者への登録を提案しました。

女性は、会社からの提案を受け、紹介された派遣先で就業することにたとされています。

その後、女性は退職届を提出していないにもかかわらず、会社側から退職扱いになっているとの連絡を受けました。女性は、自主退職していないとの理由で、会社側の主張する退職合意を否認し、労働契約上の地位の確認を求め、訴訟提起をすることとなりました。

判決内容

- (1) 妊娠中の退職の合意の有無は、当該労働者につき自由な意思に基づいてこれを合意したものと認められなければならないと、その合理的な理由が客観的に存在するかは、慎重に判断する必要がある。
- (2) 会社側の主張する退職合意があったとされる時に、会社側は女性に対して退職手続きを何らとっておらず、産後についても何ら言及していない。
- (3) **産後の復帰可能性のない退職であると実質的に理解する契機がなかった。**
- (4) **会社に残るか、退職の上で派遣登録するかを検討するための情報がなかった。**
- (5) 会社側に、自由な意思に基づいて退職を合意した事の十分な主張立証が尽くされているとはいえない。

などと指摘し、そのような状態では、自由な意思に基づいて退職を合意したものと認めるに足りる合理的な理由が客観的に存在することは認められないと判断し、本件における退職合意は無効であるとして、会社に、本来であれば働いていた期間の給与及び恩給料20万円の合計額（約250万円）を支払うよう命じました。

妊娠による解雇についてはありませんが、妊娠による降格については、最高裁が判断基準を示していました（平成26年10月23日最高裁第一小法廷判決）

本件の裁判例が用いた基準は、上記の妊娠による降格の最高裁判例の基準を妊娠による解雇にも適用したものと評価できると思います。

さいごに

現代日本における出生率が伸び悩んでいる中、子供を産む母親を社会全体で支援していこうという機運が高まっている中で、本判決は、妊娠中の退職合意が有効であるためには、労働者が自由意思に基づいて合意していなければならないとし、**その客観的事実の立証責任を企業側に負担**させ、企業にとっては厳しい判決となっています。

本判決に従えば、企業が労働者と有効な退職合意を得たといえるためには、法務担当者と会社がとるべき行動としては、①就業規則などにある退職に関する内部的決済手続きを進め、②職場への復帰可能性のない退職であることを労働者に真摯に説明し、理解させた上で、③任意に労働者から退職届を受理し、④労働者に辞令を交付する、という手順を経ることが必要であると思われます。

特に、退職合意が企業と労働者の自由意思に基づいていることを立証するのが企業側にある以上、企業から行う労働者への説明（②）においては、実際にどのような説明を行ったのかを、労働者の承諾をとった上で、ICレコーダー等で会話を録音する、もしくは、説明した内容を記載した文書を労働者にチェックしてもらい、署名捺印してもらうなど記録を残していくことが必要となるでしょう。

チャットワークの お知らせ

今回は、ビジネスチャットツールであるチャットワークについてご紹介させていただきます。



LINE のビジネス版とお考えいただくのが早いかもしれませんが、リアルタイムでやりとりを行うことができるチャットツールで、大手企業でも多く使用されているサービスです。ビジネスにおいてチャットを使うことに特化したツールとなっており、面談・電話・メールにおける法律相談のメリットを享受しつつ、デメリットを無くすことが出来ます。無料で使用することができ、お手持ちのメールアドレスですぐに登録を行うことができますので、気軽に始めることが可能です。

チャットワークには、PC 版、スマートフォン（タブレット）版のアプリケーションも用意されていますが、インターネットブラウザ上（IE や GoogleChrome 等）でも使用することができるため、インターネットがつながる環境に

あれば、どこでも使えます。また、LINE とは違い、既読などはつかず、個々のビジネスのペースで確認及び返答ができるようにされており、なかでもデータのやりとりやタスク管理には非常に有用とされています。

当事務所では、このチャットワークを利用した法律相談対応を顧問契約プランに盛り込み、顧問契約を締結していただいている企業様からの日々の細かなご質問やご相談をチャットワークで気軽にご連絡していただけるようにしております。

企業規模等により導入方法は様々ですが、会社の代表アドレスで登録していただき、どのような相談をしているのかを全員が見られるようにしている企業様もいれば、代表者様と担当者様などで分けてご登録いただき、全員参加しているグループチャットでの相談もあれば、個別のチャットでの相談もあるというような企業様もいらっしゃいます。導入していただく際には、当事務所スタッフが直接ご訪問させていただくなどし、導入のご説明や企業様にあった使用方法についてご相談の対応にあたるなど、フォローもしておりますので、顧問契約をしていただきました際には、是非チャットワークにおける法律相談もご活用ください。



～当事務所へのお問い合わせについて～

『PLUS ALPHA NEWS』では、最新の法令等の情報をお知らせするだけでなく、当事務所を身近に感じていただくためのコミュニケーションツールとしても活用していきたいと考えていますので、よろしくお願ひ致します。

事務取扱い

〒359-1123 埼玉県所沢市日吉町 1 4 - 3 朝日生命所沢ビル 8 階

弁護士法人アルファ総合法律事務所

TEL 04-2923-0971

HPは

弁護士法人 アルファ

検索